タイの輸入規制措置の概要 (平成26年11月15日時点)

1. 輸入規制措置の概要

タイは、日本から輸出される食品添加物及びアルコール飲料等を除くすべての食品について、日本の政府機関が発行する証明書等を求める措置を講じています。

(証明対象・内容)

	地域	品目	規制内容
1	47都道府県	酒類、食品添加	<日付証明>(平成 23 年 3 月 11 日より前
		物、風味を調整	に生産・加工されたことの証明)
2	3県(福島、宮城、	する物質、食品	〈放射性物質検査報告書〉(タイの食品中
	群馬)	を保存するた	の放射性物質基準 (注 1) に適合すること
		めに使用され	の証明) (注 2)
3	上記3県以外	る物質を除く	〈産地証明〉(生産・加工した地域が3県
		全ての食品	以外であることの証明)

- 注1;タイの放射性ヨウ素 131 は 100Bq/kg、放射性セシウム 134 及び 137 は合わせて 500Bq/kgを超えてはならない。
- 注 2; 放射性物質検査の結果が、日本の基準値を上回っている場合には、輸出すべきではありません。

2. 留意事項

(1) 放射性物質検査報告書

区分2の対応については、政府機関が発行する証明書は必要なく、タイ側に登録した 検査機関作成の検査報告書(英文)の提出により輸入が認められています。

「タイ向けに輸出される食品等に係る放射性物質検査機関一覧」は、農林水産省ホームページに掲載しています。

(http://www.maff.go.jp/j/export/e shoumei/thai shoumei.html)

(2) 商工会議所による原産地証明書(産地証明)

区分3の産地証明については、政府機関発行の証明書に加え、各地の商工会議所が発行する産地が記載された原産地証明書も認められています(ただし、一部商工会議所においては、取扱をしていないケースがありますので、ご留意下さい)。